

## 災害危険区域を指定しました

大槌町を含む三陸沿岸は、過去数十年に1度は大きな津波に見舞われる津波常襲地帯です。将来においても今回をさらに上回る津波が来襲することは否定できません。

そういった状況の中、防潮堤など海岸保全施設を整備しても、今回の津波と同程度の過去最大クラスの津波による浸水が予想される区域の住宅は、建築基準法第39条第1項の規定に基づく「災害危険区域」に指定をして、住宅の建築を制限します。

各地区の災害危険区域は図面のとおりとなります。詳細につきましては、復興推進室までお問い合わせください。



### ■制限の対象となる建築物について

災害危険区域では、「**住居の用に供する建築物**」の建築を禁止します。**住居の用に供する建築物とは、住宅、アパートなどの共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿および寮**などです。

会社や工場、店舗や倉庫などは制限の対象にはなりません。

■災害危険区域の告示日 平成25年3月1日

☎復興局復興推進室 0193-42-8714

